

意見書案第2号

誰もが政治参画しやすい社会をめざし実効性ある法整備を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

平成30年 6月12日

取手市議会議長

入江 洋 一 殿

提出者	取手市議会議員	池 田 慈
〃	〃	小 池 悦 子
〃	〃	加 増 充 子
〃	〃	遠 山 智恵子
〃	〃	石 井 めぐみ
〃	〃	阿 部 洋 子
〃	〃	齋 藤 久 代

## 誰もが政治参画しやすい社会をめざし実効性ある法整備を求める意見書

2017年に世界経済フォーラムが発表した「ジェンダー・ギャップ指数」によると、日本は世界144カ国中114位と過去最低です。その主な理由に、女性の政治参画が遅れていることが挙げられます。日本の国会議員の女性議員の割合は衆議院で10.1%、参議院で20.7%です。列国議会同盟(IPU)の調査によれば、2018年3月現在で二院制の国での下院あるいは一院制をとる193カ国中158位と世界最低水準であります。

取手市議会は、昨年12月から「女性議員による議会改革特別委員会」を設置し、女性の視点で議員活動しやすい環境や女性議員増について議論してまいりました。

またこの間、当市議会男性議員や、茨城県内市町村議員及び千葉県近隣市議会の女性議員、当市男女共同参画審議会の皆様と「議員活動における妊娠・出産・出産立ち合い・育児・介護」や「議員定数や候補者の男女同数」について、対話等による調査を重ねてまいりました。

この調査の中で、どの議員も市民から選挙によって選ばれた重責を感じて行動していることを改めて確認しました。しかし、出産や産前産後について、母子の心身に対する保護の認識に欠けていることや、育児、介護における環境整備は誰もが抱える共通の課題であるとの認識に至りました。

国においては、2020年には女性候補者30%を目指すことが掲げられており、今年5月16日には「政治分野における男女共同参画推進法」が全会一致で可決し、5月23日に施行となりました。

この法案を実効性あるものにし、さらに人口減少による影響で議会の存続も危惧される現状を踏まえ、下記事項を強く要望いたします。

### 記

1. 全会一致で可決された「政治分野における男女共同参画推進法」が達成するよう、目標数値を掲げ、実効性ある法整備をすること。
2. 母子保護のため産前・産後一定期間は、当該議員を参集の対象としない法整備をすること。
3. 情報通信技術の整備によって、議場以外での議会審議の出席・参加が可能となるような招集・応招・出欠席の定義を国として調査研究し、地方公共団体議会に示すこと。
4. 子ども、要支援者、要介護者がいても、いつでも安心して議員活動ができる環境整備を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定より意見書を提出いたします。

平成30年 月 日

茨城県取手市議会

〔提出先〕 内閣総理大臣 衆参両院議長 総務大臣 厚生労働大臣 法務大臣  
内閣府特命担当大臣（男女共同参画・経済財政政策・少子化対策・地方創生）